

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	スウェーデンの新しい動物保護法—動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）—（資料）
他言語論題 Title in other language	New Animal Protection Law in Sweden
著者 / 所属 Author(s)	樋口 修 (Higuchi, Osamu) / 国立国会図書館調査及び立法考査局主幹 総合調査室
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	817
刊行日 Issue Date	2019-02-20
ページ Pages	79-103
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	スウェーデンの新しい「動物保護法 (Djurskyddslag)」 (スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号) の試訳を紹介する。

\* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

スウェーデンの新しい動物保護法  
—動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主幹 総合調査室 樋口 修

目 次

I 立法の背景及び経緯

II 動物保護法の構成及び概要

III 試訳について

資料：動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）（試訳）

キーワード：スウェーデン、北欧、EU、動物保護法、動物愛護

## 要 旨

本稿では、スウェーデンの新しい「動物保護法 (Djurskyddslag)」(スウェーデン法令全書 (Svensk författningssamling: SFS) 2018 年第 1192 号) の概要及び試訳を示す。

## I 立法の背景及び経緯

以下で示すのは、スウェーデンの新しい「動物保護法」(Djurskyddslag. 以下「動物保護法」又は「法」という。)<sup>(1)</sup>の試訳である。

この動物保護法は、1988 年に制定された従前の同名の法律 (スウェーデン法令全書 1988 年第 534 号。以下「旧法」という。)<sup>(2)</sup>を、近年の動物保護に関する EU 法令の整備、獣医学上・畜産上の技術進歩及び動物保護に関する社会の意識変化等を踏まえ、より現代に適合した内容と文言に置き換えるものである。スウェーデンは世界最良の動物保護法令を有するとしばしば評され、スウェーデン政府もそのポジションを引き続き維持する意向を示しているが、実際には当該法令の内容に遅れている点のあることが動物愛護団体等から指摘されていた<sup>(3)</sup>。また、旧法は 1988 年 7 月 1 日の施行以降、多次にわたる改正<sup>(4)</sup>が行われて条文が複雑になっており、法律をより明瞭で平易なものにするためには、条文構成を適正化する必要があった。今回の全面改正は、こうした事情を背景として行われた。

2018 年 3 月 14 日、政府は同法の法案を含む議案 (政府提出議案 2017/18 年度第 147 号)<sup>(5)</sup>をスウェーデン国会に提出した。国会は環境・農業委員会で審議を行い (委員会報告書 2017/18 年度環境・農業委員会第 24 号)<sup>(6)</sup>、2018 年 6 月 14 日、当該議案を可決した (国会議決 2017/18 年度第 401 号)<sup>(7)</sup>。同法は 2018 年 6 月 20 日に公布され、2019 年 4 月 1 日から施行される予定である。

\* 本稿におけるインターネット情報への最終アクセス日は、2018 年 12 月 31 日である。

- (1) “Djurskyddslag.” *Svensk författningssamling* (スウェーデン法令全書), SFS 2018:1192, 2018.6.27. <<https://svenskforfattningssamling.se/sites/default/files/sfs/2018-06/SFS2018-1192.pdf>>
- (2) “Djurskyddslag (1988:534) t.o.m. SFS 2018:53.” Sveriges Riksdag HP <[https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svenskforfattningssamling/djurskyddslag-1988534\\_sfs-1988-534](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svenskforfattningssamling/djurskyddslag-1988534_sfs-1988-534)> 本稿でいう「旧法」は、この SFS 2018:53 を最終改正とするものを指す。
- (3) Cecilia Mille and Eva Frejadotter Diesen, *The best animal welfare in the world? - an investigation into the myth about Sweden*, 2009, pp.4-6, 29. Djurens Rätt HP <<https://www.djurensratt.se/sites/default/files/best-animal-welfare-in-the-world.pdf>>
- (4) “Regeringskansliets rättsdatabaser.” Regeringskansliet HP <<http://rkrattsbaser.gov.se/sfsr?bet=1988:539>> によれば、旧法は、施行から 2018 年末まで (最終改正は SFS 2018:53) の間に 27 回改正されている (改正法の施行日を変更する命令 1 回 (SFS 2003:106) を含み、旧法を廃止する法 (SFS 2018:1192) を含まない)。
- (5) “Ny djurskyddslag,” Regeringens proposition (Prop.) 2017/18:147, pp.306-307. Sveriges Riksdag HP <<https://data.riksdagen.se/fil/1AF2F7CC-8B32-46B8-9B68-D8994B364939>>
- (6) “Ny djurskyddslag,” Miljö- och jordbruksutskottets betänkande (bet.) 2017/18: MJU24. *ibid.* <<https://data.riksdagen.se/fil/B4C58696-F8C6-4A6C-BFBE-B9736CA024D5>>
- (7) Riksdagsskrivelse (rskr.) 2017/18:401. *ibid.* <<https://data.riksdagen.se/fil/6A0F46DA-409B-4CB0-A0A4-FA3D0C60B117>>

## II 動物保護法の構成及び概要

動物保護法は、11の章と経過規定から構成されている。

第1章「導入規定」では、法の目的、適用範囲、「実験動物」・「動物実験」という用語の定義等を規定する。動物保護法の目的は、良好な動物保護を確保し、並びに良好な動物福祉及び動物の尊重を促進することに置かれる（法第1章第1条）。同法は、人に飼養される動物や野生の実験動物に適用されるが、一部の規定は、家畜種（tamdjursart; スウェーデンの自然にもともと生息していない動物を意味する。ウシ、ブタ等の畜産用動物のほか、イヌ、ネコ等の愛玩動物、ワニ等のエキゾチック・アニマルも含まれる。）の遺棄された動物や家畜種の迷い動物にも適用される（法第1章第2条）。

第2章「動物を取り扱い、飼養し、管理する場合の一般規定」では、同法の適用対象となる動物の取扱い、飼養、管理に際しての一般原則を規定する。動物は、良好な環境で、かつ、当該動物の福祉を増進し、当該動物が自然な行動（naturligt beteende）を行うことができ、行動障害が防止されるような方法で飼養・管理しなければならないとされる（法第2章第2条）。この自然な行動の要件は、動物に自然な行動を行う可能性を与えることを動物を飼養・管理する者に義務付ける旧法の規定（旧法第4条第1項）を更に強化するものであり、新しい動物保護法の特徴の一つを構成する。例えば、サーカスのゾウやアシカ等の動物はこの自然な行動の要件に反すると考えられるため、新しい動物保護法の下では、当該目的で使用するために取り扱い、飼養し、管理することは明確に禁止される。また、動物を飼養・管理する者は、当該動物のニーズを満たすための知識・能力を十分に保持していなければならない（法第2章第3条）。家畜種の動物を遺棄することは明確に禁止される（法第2章第8条）。

第3章「動物に関する競技及び動物の公開の場での展示」では、競技・公演等のために、動物に苦痛をもたらす方法で動物を調教し使用することが禁止され（法第3章第1条）、また、ドーピングが禁止される（法第3章第2条）。

第4章「動物のケア及び手術による侵襲<sup>(8)</sup>」では、負傷した又は病気にかかった動物のケア、動物に手術・注射を行い得る要件等について規定する。動物への手術・注射や特定のケースのケア等は、獣医師又はその他の法定の動物保健従事者が行わなければならない（法第4章第1条～第3条）。動物愛護に関する重要な問題の一つである、オスの子ブタの去勢の麻酔下での実施は、従前は命令（動物保護令（Djurskydds-förordning（SFS 1988:539））で規定され（同令第25条第2項<sup>(9)</sup>）、旧法には明確な規定が設けられていなかったが<sup>(10)</sup>、新しい動物保護法では第4章第2条第3項で法律レベルの規定を行っている。

第5章「と畜及びその他の動物の殺処分」では、動物をと畜又は殺処分する際の要件等について規定する。

第6章「事前検査及び許可」では、動物飼養に使用する畜舎、養畜場、囲い等に関する事前検査等について規定する。また、愛玩動物や毛皮用動物の繁殖等、動物保護上の問題が発生する

(8) 侵襲（しんしゅう）とは、「体にとって害のあること」を意味する医学用語であり、「手術による侵襲」とは、手術で身体にメスを入れることを意味する（「低侵襲治療の紹介」慶應義塾大学心臓血管低侵襲治療センター HP <<http://www.keio-minicv.com/treatment>>）。

(9) 動物保護令の条文は、“Djurskydds-förordning (1988:539) t.o.m. SFS 2018:1204.” Sveriges Riksdag HP <[https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/djurskyddsforordning-1988539\\_sfs-1988-539](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/djurskyddsforordning-1988539_sfs-1988-539)> による。

(10) “Ny djurskyddslag,” *op.cit.*(5), pp.151, 321.

リスクの高い特定の動物飼養に対しては許可を要する（法第6章第4条）こと等が規定される。

第7章「動物実験」では、動物実験の基本原則、実験動物に関する活動の許可要件、地方動物実験倫理委員会による倫理的見地からの承認を受ける要件、中央動物実験倫理委員会（地方動物実験倫理委員会の決定に関する異議申立ての審査等を行う。）の設置とその構成等について規定する。

第8章「公的統制及び公的機関の任務」では、動物保護に関する監督機関が行う公的統制や、動物保護に関する公的機関の任務について規定する。また、獣医師又はその他の動物保健従事者が、その職務の遂行に際して、動物保護法令に違反する動物の飼養・管理が行われていることを認めた場合、監督機関にその旨を報告しなければならないことも規定されている（法第8章第18条）。この監督機関への報告義務が、職務上知り得た秘密の守秘義務と抵触するのを避けるため、本法の制定に併せて、情報公開及び秘密保持法（Offentlighets- och sekretesslag）（スウェーデン法令全書2009年第400号）も所要の改正がなされている。

第9章「動物禁止及び一時保護」では、動物の管理を禁止する動物禁止（djurförbud）や、動物が不当に苦痛にさらされている場合の一時保護（omhändertagande）、所有者が不明な動物が苦痛にさらされている場合の即時一時保護（omedelbart omhändertagande）等について規定する。動物禁止、一時保護、即時一時保護の決定と実行は、県中央行政庁<sup>(11)</sup>（即時一時保護の場合はこれに加えてスウェーデン警察）により行われる（法第9章第1条～第6条）。一時保護又は即時一時保護された動物は、売却若しくはその他の方法で譲渡するか、又は殺処分しなければならない（法第9章第7条及び第8条）。

第10章「刑罰及びその他の制裁」では、この法律、関連する命令及びEU規定に違反した者に対する刑罰等を規定する。

第11章「異議申立て」では、この法律に基づく決定に対する異議申立てについて規定する。経過規定では、動物保護法の施行日、従前の法の廃止に伴う措置等について規定する。

### Ⅲ 試訳について

条文は、スウェーデン国会（Sveriges Riksdag）ホームページに掲載されている2018年6月20日現在のテキスト<sup>(12)</sup>に依拠したが、一部で、スウェーデン法令全書のホームページで公開されている2018年6月27日版のテキスト<sup>(13)</sup>を参照した。

訳出に際しては可能な限り直訳を行ったが、一部で文意を明確にするために訳語を補う等の処理を加えた箇所があるため、本稿で示した試訳は、必ずしも厳密な翻訳ではない。また、脚注は筆者によるものである。

(11) スウェーデンの県（län）は、スウェーデンにおける行政上の区域。現在、スウェーデンは21の県に分かれる。県中央行政庁（länsstyrelse）は、県内における国の行政の総合的執行機関である（萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』中央大学出版部，2007，p.134.）。

(12) “Djurskyddslag (2018:1192).” Sveriges Riksdag HP <[https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svenskforfattningssamling/djurskyddslag-20181192\\_sfs-2018-1192](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svenskforfattningssamling/djurskyddslag-20181192_sfs-2018-1192)>

(13) “Djurskyddslag,” *op.cit.*(1)

## 資料：動物保護法（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）（試訳）

## 第 1 章 導入規定

## 本法の目的

## 第 1 条

この法律は、良好な動物保護を確保し、並びに良好な動物福祉及び動物の尊重を促進することを目的とする。

## 本法の適用範囲

## 第 2 条

この法律は、人に飼養される動物及び野生の実験動物に適用する。ただし、野生の実験動物に関しては、次の規定は適用されない。

—第 2 章第 4 条及び同条に基づいて定められた命令

—第 4 章第 1 条

第 9 章第 4 条及び第 6 条の規定は、家畜種の遺棄された動物及び確立された集団に含まれていない家畜種の迷い動物にも適用する<sup>(14)</sup>。

## 本法における用語及び表現

## 実験動物

## 第 3 条

実験動物とは、動物実験に使用し、又は使用する予定の動物を意味する。

実験動物とは、動物実験に使用した動物若しくは使用する予定の動物又は実験動物用の施設若しくはその他の養畜場に保管されている動物も意味する。

## 動物実験

## 第 4 条

動物実験とは、次の目的のために動物を使用することを意味する。

1. 科学的な研究
2. 疾病診断
3. 医薬品又は化学製品の開発及び製造
4. 当該使用が、動物の生命を奪い若しくは動物を手術による侵襲、注射若しくは放血にさらすことを伴う場合又は動物に苦痛を与え若しくは苦痛を与えるリスクを冒す場合における教育<sup>(15)</sup>
5. その他これに類する目的

動物実験とは、次のことも意味する。

(14) 家畜種の中には、北米原産のミンクのように、人の飼養と管理から離れた個体がスウェーデンの自然に適応し、生存可能な個体群を確立して外来種として定着している種もある。本項ではこのような動物と遺棄動物、迷い動物を区別している。「家畜種の遺棄された動物」、「確立された集団に含まれていない家畜種の迷い動物」とは、人の飼養と管理から離れてスウェーデンの自然に存在する家畜種のうち、前者が遺棄動物（捨てネコ等）、後者が未だ個体群を確立しスウェーデンの自然に定着するに至っていないその他の動物を指す（“Ny djurskyddslag,” *op.cit.*(5)）。

(15) 具体的な例としては、学校の授業における動物の解剖実習等が挙げられる。

- 遺伝子工学的な方法、化学的方法又はその他類似の方法を使用する場合の、改変された遺伝物質を持つ動物の生産
- その際に動物に苦痛を与えるおそれがある場合における、動物の遺伝的特性を維持した、改変された遺伝物質を持つ動物の系統の繁殖による保全<sup>(16)</sup>

## 本法が補完する EU 規定

### 第 5 条

この法律は、この法律の適用範囲に該当する EU 規則の規定 (EU 規定) を補完する。政府は、補完されるいかなる基本規則<sup>(17)</sup>も、スウェーデン法令全書で公示しなければならない。

多数の法律の適用範囲に該当する EU 規定に関して、政府は、第 1 項と同じ方法で、この法律で補完されるいかなる規定も公示する。

政府又は政府が指定する公的機関は、EU 規定の補完に必要な追加の命令を定めることができる。

## 第 2 章 動物を取り扱い、飼養し、管理する場合の一般規定

### 基本的な動物保護の要件

#### 第 1 条

動物は、適正に取り扱い、不必要な苦痛又は疾病から保護しなければならない。

動物実験に使用する動物は、動物実験倫理委員会により承認された場合の使用に際しては、不必要な苦痛又は疾病を与えられているとみなさない。

### 良好な動物環境及び自然な行動

#### 第 2 条

動物は、良好な動物環境で、かつ、次の事項の全てに該当する方法で飼養し管理しなければならない。

1. 当該動物の福祉が増進されること。
2. 当該動物が、その幸福のために強く動機付けられ、かつ、重要である行動 (自然な行動) を行うことができること。
3. 行動障害が防止されていること。

政府又は政府が指定する公的機関は、第 1 項による要件を満たすため、特定の動物飼養に対する条件又はその禁止に関する命令を定めることができる。

### 能力要件

#### 第 3 条

動物を飼養し、又はその他の方法で動物を管理する者は、当該動物の必要を満たすための十

(16) 具体例としては、ノックアウトマウス (人為的な変異導入により特定の遺伝子の機能が欠損したマウス (石川統ほか編『生物学辞典』東京化学同人, 2010, p.1000.)) の繁殖が挙げられる。

(17) 「基本規則」(grundförordning) とは、リスボン条約に基づいて、欧州議会と理事会により共同で (或いは理事会単独で) 決定される立法行為を意味する。当該立法行為の本質的でない要素の補足・修正や当該立法行為の実施のため、当該立法行為による委任を受けて欧州委員会が定める非立法行為もこれに含まれる (“Ny djurskyddslag,” *op.cit.*(5), p.308.)。

分な能力を保持していなければならない。

政府又は政府が指定する公的機関は、特定の動物飼養又は動物に関する特定のその他の活動に際しての、特別な能力又は訓練の要件に関する命令を定めることができる。

## 監視、飼料及び水に関する要件

### 第4条

動物は、十分な監視をしなければならない。

動物には、良好な品質の飼料と水を十分に与えなければならない。飼料、水及び給餌の手順は、動物の必要に適合させなければならない。

政府又は政府が指定する公的機関は、動物の監視、給餌及び給水の要件に関して追加の命令を定めることができる。

## 動物の係留及び保定

### 第5条

動物は、当該動物に苦痛を与えない方法でなされる場合に限り、かつ、当該動物が必要な運動の自由及び休息並びに天候及び風からの十分な保護を得ている条件の下で、係留する<sup>(18)</sup>ことができる。

動物は、当該措置が一時的に行われるものであり、かつ、次のいずれかにより必要である場合に限り、保定し<sup>(19)</sup>、又はその他の類似の方法でその運動の自由を制限することができる。

1. 獣医学上又は動物保護上の理由により行うこと。
2. 動物を取り扱う人の安全性への配慮により行うこと。
3. 類似の正当な理由により行うこと。

政府又は政府が指定する公的機関は、いかなる条件の下で、動物の運動の自由を第1項及び第2項に述べる方法で制限することができるかに関して追加の命令を定めることができる。

## 畜舎及びその他の養畜場

### 第6条

畜舎及び動物用のその他の養畜場並びに囲いは、全ての動物に十分な保護を与えなければならない。それらはまた、動物に、妨げられることなく体を動かし、当該動物に適した方法で休息することができる空間を与えなければならない。

畜舎及び動物用のその他の養畜場は、清潔に保たれなければならない。

畜舎及びその他の養畜場内の気候状態、照度状態及び音響状態は、動物の必要に適合させなければならない。

政府又は政府が指定する公的機関は、畜舎及び動物用のその他の養畜場並びに囲いの要件に関して追加の命令を定めることができる。

(18) 係留 (binding) とは、動物を壁やその他の物に結び付けること等によって、当該動物が限られた範囲外に移動するのを不可能にすることを意味する (*ibid.*, p.312.)。

(19) 保定 (fixing) とは、手若しくはロープ等又は装置を使用することによって、動物の体が動かないようにすることを意味する。具体例としては、ウシの削蹄を行う際にウシを入れる削蹄棒が挙げられる (*ibid.*)。

## 設備及び器具

### 第7条

畜舎、動物用のその他の養畜場及び動物用の屋外柵の設備及び器具は、次のような方法で設計されてはならない。

1. 動物を傷つけ、又は動物の健康を損なうリスクを生じさせること。
2. 動物の運動の自由を不適切に制限し、又はその他の方法で動物を妨害すること。

政府又は政府が指定する公的機関は、畜舎、動物用のその他の養畜場及び動物用の屋外柵の設備及び器具の要件に関して追加の命令を定めることができる。

## 動物を遺棄することの禁止

### 第8条

家畜種の動物を遺棄してはならない。

## 動物を殴打し、傷つけ又は酷使することの禁止

### 第9条

動物を殴打し、傷つけ又は酷使してはならない。

動物に苦痛又は負傷の原因となるおそれのある方法で器具を使用してはならない。

第1項にいう傷つけることの禁止及び第2項にいう禁止は、次のいずれかにより行われる措置又は使用される器具には適用されない。

1. 獣医学上の理由により行うこと。
2. 動物実験倫理委員会により承認された動物実験の一部として行うこと。
3. 類似の正当な理由により行うこと。

政府又は政府が指定する公的機関は、動物の苦痛又は負傷を防止するため、器具の設計及び使用の要件に関する命令を定めることができる。

## 動物との性行為の禁止

### 第10条

動物と性行為を行うことは禁止される。

前項の禁止には、獣医学上の理由により又は繁殖に関連して若しくは類似の正当な理由により行われる行為は含まれない。

## 特定の繁殖の禁止

### 第11条

親の動物又は子の動物に苦痛を生じさせるおそれがある方法で繁殖を行うことは禁止される。

政府又は政府が指定する公的機関は、次の命令を定めることができる。

1. 第1項にいう禁止に関する命令
2. 動物の自然な行動、通常的身體機能又は子を自然に産む能力に影響を与える繁殖の条件又は禁止に関する命令

## 動物の販売又はその他の譲渡

### 第 12 条

政府又は政府が指定する公的機関は、動物の販売若しくはその他の譲渡の条件又は禁止に関する命令を定めることができる。

## 動物の輸送

### 第 13 条

動物は、目的に適した、かつ、それぞれの動物に暑熱及び寒冷並びに衝撃、擦過及びそれに類似するものからの保護を与える輸送手段で輸送しなければならない。必要とされる範囲で、動物は互いに隔てられていなければならない。

動物を輸送する者は、動物を監視し、積込み、輸送及び積降ろしの際に、動物に傷害を負わせ又は苦痛を与えないようにするために必要とされる措置を講じなければならない。

輸送及び関連作業中における動物の保護に関し、並びに指令 64/432/EEC 及び 93/119/EC 並びに規則 (EC) No 1255/97 を改正する 2004 年 12 月 22 日の理事会規則 (EC) No 1/2005 で対象とされる輸送に関しては、当該輸送がスウェーデンの領土内でのみ行われ、又はスウェーデンの領土からの海上輸送を予定している場合、理事会規則 (EC) No 1/2005 第 3 条及び第 6 条並びに附属書 I の規定に加えて、第 1 項及び第 2 項の規定が適用される。

政府又は政府が指定する公的機関は、動物の輸送の条件又は禁止に関して追加の命令を定めることができる。

## 第 3 章 動物に関する競技及び動物の公開の場での展示

### 動物に関する競技及び動物の公開の場での展示

#### 第 1 条

動物に苦痛を与える方法で、次のいずれかのために動物を調教し又は使用することは禁止される。

1. 競技又は試験
2. 録音及び録画
3. 公演又はその他の一般公衆に向けて行われる展示

政府又は政府が指定する公的機関は、次の命令を定めることができる。

1. 第 1 号から第 3 号に規定する動物の調教又は使用に関する追加の命令
2. 動物に苦痛を与える方法で、試験のために動物を調教し又は使用することの禁止の例外に関する命令

## ドーピングの禁止

### 第 2 条

競技若しくは試験のために調教され又はそれに参加する動物は、当該動物の遂行能力又は気質に影響を与えるおそれがあるドーピング又はその他の不適切な措置を施してはならない。

政府又は政府が指定する公的機関は、第 1 項にいう禁止に関する命令を定めることができる。

## 第4章 動物のケア及び手術による侵襲

### 負傷した又は病気の動物のケア

#### 第1条

負傷し又は病気にかかった動物は、速やかに必要なケアを与えるか、又は殺処分しなければならない。動物が、その他の方法でその行動を通じて不健康な兆候を示す場合<sup>(20)</sup>、速やかに必要なケアを与えるか、又は速やかにその他の適切な措置がとられなければならない。

負傷又は病気が重度であり、緩和することができない深刻な苦痛を動物に与えている場合、当該動物を殺処分しなければならない。

ケアは、獣医師、又は動物の健康管理及び医療の活動に関する法律（スウェーデン法令全書2009年第302号）にいうその他の動物保健従事者<sup>(21)</sup>に属する者により必要に応じて与えられなければならない。

### 手術による侵襲

#### 第2条

獣医学上の理由から正当である場合を除き、動物に手術による侵襲を行い、又は注射を施すことは禁止される。

第1項は、動物実験倫理委員会により承認された活動で行う侵襲又は施す注射には適用されない。

手術による侵襲は、麻酔下で行わなければならない。

政府又は政府が指定する公的機関は、次の命令を定めることができる。

1. 動物への手術による侵襲又は注射に関する追加の命令
2. 第1項及び第3項の例外に関する命令

### 獣医師又はその他の動物保健従事者

#### 第3条

次のいずれかの措置を講じる必要がある場合には、獣医師、又は動物の健康管理及び医療の活動に関する法律（スウェーデン法令全書2009年第302号）にいうその他の動物保健従事者に属する者に任せなければならない。

1. 動物への手術による侵襲又は注射
2. 動物の病気又は負傷を予防し、発見し、緩和し又は治療する目的のその他の処置により、当該処置が軽微ではない苦痛を与えるおそれがある場合
3. 注射による全身麻酔下又は局所麻酔下の処置

第1項は、動物の生命を救い、又はその苦痛を緩和する目的で講じられる緊急の措置には適用されない。

<sup>(20)</sup> 具体的には動物が行動障害を示す場合を意味する。この場合には、より適切な飼育環境への動物の移動、飼料の変更といった、通常のケアの概念に含まれない措置が講じられる可能性があるため、負傷や病気の場合とは別に規定されている（*ibid.*, p.320.）。

<sup>(21)</sup> 動物保健従事者（*djurhälsopersonal*）には、獣医師のほか、動物看護師、蹄鉄工で承認を受けた者、理学療法士、作業療法士又は歯科医師の資格を有する者で承認を受けた者などが含まれる。“Om arbete i djurens hälso- och sjukvård – Djurhälsopersonal.” Jordbruksverket HP <<https://www.jordbruksverket.se/amnesomraden/djur/djurhalsopersonal/arbeteinomdjurenshalsoochsjukvard/omarbeteidjurenshalsoochsjukvard.4.32b12c7f12940112a7c800010341.html>>

動物実験倫理委員会により承認された活動においては、第7章第7条第2項に基づいて定められた命令にいう訓練を受けた者も、注射を施し、並びに侵襲及び処置を行うことができる。政府又は政府が指定する公的機関は、第1項の例外に関する命令を定めることができる。

## ホルモン剤の禁止に関する授權

### 第4条

政府又は政府が指定する公的機関は、飼料及び動物副産物に関する法律（スウェーデン法令全書2006年第805号）で対象とされる物質を例外として、病気又は病気の症状を予防し、発見し、緩和し又は治療すること以外の目的で、ホルモン剤又は動物の特性に影響を与えるその他の物質を動物に与えることの条件又は禁止に関する命令を定めることができる。

## 第5章 と畜及びその他の動物の殺処分

### 動物をと畜及び殺処分する際の要件

#### 第1条

動物をと畜に導く際又はと畜する際には、当該動物が不必要な苦痛及び不快から免れるようにしなければならない。その他の場合に動物を殺処分する際にも同様とする。これらの規定は、殺処分の際における動物の保護に関する2009年9月24日の理事会規則（EC）No 1099/2009 第3条<sup>(22)</sup>に加えて適用される。

放血によりと畜され又はその他の場合に殺処分される動物は、意識を失わせなければならない。動物が死亡する前に、他のいかなる措置も講じてはならない。この規定は、理事会規則（EC）No 1099/2009 第4条第1項<sup>(23)</sup>に加えて適用される。

第2項第1文にいう要件は、理事会規則（EC）No 1099/2009 の制定時の文言の第1条第2項及び第2条（d）に規定する状況<sup>(24)</sup>には適用されない。

### と畜及び殺処分に関する授權

#### 第2条

政府又は政府が指定する公的機関は、次の命令を定めることができる。

1. 動物のと畜及び殺処分に関する追加の命令
2. 実験動物の殺処分に適用する際の第1条第2項の意識消失の要件の例外に関する命令

## 第6章 事前検査及び許可

### 場所の事前検査

#### 第1条

政府又は政府が指定する公的機関は、畜舎及び動物用のその他の養畜場並びに囲いを事前検査する要件に関する命令を定めることができる。

<sup>(22)</sup> 当該理事会規則第3条は、動物を殺処分する際の一般要件について定める。

<sup>(23)</sup> 当該理事会規則第4条第1項は、所定の方法と要件に従って意識を消失させた後でなければ、動物を殺処分してはならないことを定める。

<sup>(24)</sup> 具体的には、直ちに人間の健康や安全への深刻なリスクを生じさせる場合や、当該動物が負傷又は病気によって他の方法では緩和不可能な深刻な痛みや苦痛を有する場合などに、動物を緊急殺処分する状況をいう。

## 動物飼養のための場所を使用することの禁止

### 第2条

第1条に基づいて発せられた命令にいう事前検査を必要とする畜舎及び動物用のその他の養畜場並びに囲いに関する措置がいかなる検査もなく講じられた場合、政府が指定する公的機関は、動物を収容するために当該場所又は囲いを使用することの禁止に関して決定しなければならない。

当該公的機関が、事後的に当該措置を承認可能と判断した場合、いかなる禁止も行ってはならない。

## 新しい技術の事前検査

### 第3条

政府又は政府が指定する公的機関は、動物飼養の新しい技術を事前検査させる要件に関する命令を定めることができる。

## 特定の動物飼養に対して許可を受ける義務

### 第4条

業として又は大規模に次のいずれかの活動を行う者は、当該活動に対する許可を受けなければならない。

1. 愛玩動物を飼養し、繁殖し、譲渡し若しくは販売し又は保管若しくは給餌のために愛玩動物を受け入れること。
2. 馬を飼養し、繁殖し、譲渡し若しくは販売し、保管若しくは給餌のために馬を受け入れ、又は乗馬学校の活動に馬を使用すること。
3. 毛皮用動物を繁殖すること。

許可に関する問題は、政府が指定する公的機関により審査される。

許可審査に際しては、申請者が当該活動を遂行するのに適切であるとみなし得るか否か、及び当該活動を遂行する施設が動物保護の見地から適切であるか否かに関して、特別な考慮がなされなければならない。

政府又は政府が指定する公的機関は、第1項の例外に関する命令を定めることができる。

## 許可の撤回

### 第5条

第4条第3項の適切性の要件がもはや充足されない場合には、許可を撤回することができる。

## 第7章 動物実験

### 動物実験の基本原則

#### 第1条

動物実験は、次の全てを満たす条件の下でのみ行うことができる。

1. 当該活動の目的が、動物を使用しない他のいずれの適当な方法でも達成することができないこと。
2. 可能な限り少数の動物を使用すること。

3. 当該活動が、絶対に必要であるものよりも強い苦痛を動物に与えることのないように設計されていること。
4. 当該活動に際しては、当該目的のために繁殖されたもの以外の動物を使用しないこと（目的繁殖）。

政府又は政府が指定する公的機関は、目的繁殖の要件の例外に関する命令を定めることができる。

## 実験動物活動の許可

### 第2条

実験動物を使用し、繁殖し、保管し又は供給するためには許可を必要とする。当該許可に関する問題は、政府が指定する公的機関により審査される。

政府又は政府が指定する公的機関は、許可の要件の例外に関する命令を定めることができる。

## 許可の審査

### 第3条

許可の審査に際しては、申請者が当該活動を遂行するのに適切であるとみなし得るか否か、及び当該活動を遂行する施設が動物保護の見地から適切であるか否かに関して、特別な考慮がなされなければならない。

実験動物の繁殖に対する許可の審査に際しては、当該動物に対する必要性も考慮しなければならない。

## 許可の情報

### 第4条

許可は、次に関する情報を含んでいなければならない。

1. 当該許可を得た者である自然人、又は、当該者が法人である場合にはその代理人
2. 第7条第1項第1号及び第2号に規定する機能を有する者

## 許可の撤回

### 第5条

第3条第1項の適切性の要件がもはや充足されない場合には、許可を撤回することができる。

## 活動に対する責任

### 第6条

第4条第1号に規定する者は、当該活動が、この法律、この法律に基づいて定められた命令及びこの法律が補完するEU規定に従って遂行されるのを確実にしなければならない。

政府又は政府が指定する公的機関は、次に関する命令を定めることができる。

1. 当該活動が、この法律、この法律に基づいて定められた命令及びこの法律が補完するEU規定に従って遂行されるのを確実にするために行われなければならない作業
2. これらの作業が行われる時に存在していなければならない訓練及び能力

政府が指定する公的機関は、第2項に規定する問題に関して個別に決定することもできる。

## 実験動物活動の組織

### 第7条

第2条に従って許可を受けるよう義務付けられた活動に際しては、次の者が存在していなければならない。

1. 当該活動の遂行に責任を負う1名又は複数の管理者
2. 当該活動の遂行方法に関して助言を与え、及び動物を取り扱う場合に援助を行う獣医師、又はそれがより適切である場合にはその他の資格を有する専門家
3. 当該活動に十分な規模であり、かつ当該活動に必要な訓練及び能力を有する人的資源
4. 動物保護に関する問題について当該活動に従事する職員に助言を与え、動物保護の見地から当該活動を監視する動物保護組織

政府又は政府が指定する公的機関は、管理者、獣医師又は専門家が持たなければならない任務並びに訓練及び能力、並びに当該活動に従事する職員が持たなければならない訓練及び能力に関して、追加の命令を定めることができる。

政府が指定する公的機関は、第2項に規定する問題に関して個別に決定することもできる。

政府又は政府が指定する公的機関は、動物保護組織の任務及び構成に関して追加の命令を定めることができる。

## 野生の実験動物の捕獲

### 第8条

野生の実験動物を捕獲する者は、当該任務に必要な訓練及び能力を有していなければならない。当該動物は、不必要な苦痛を与えない方法で捕獲しなければならない。

政府又は政府が指定する公的機関は、当該訓練及び能力並びに当該方法に関する命令を定めることができる。

## 倫理的承認の要件

### 第9条

動物実験で動物を使用する者は、使用を開始する前に、第2条にいう許可に加えて、地方動物実験倫理委員会による倫理的見地からの承認を受けなければならない。承認には、条件を付すことができる。

動物実験倫理委員会は、動物実験の承認に関する決定に際して、第2章第5条第2項、第6条第1項及び第3項、第7条第1項、第11条第1項並びに第4章第2条第3項の例外に関して決定することができる。

## 倫理的承認の審査

### 第10条

第9条にいう案件の審査に際しては、実験の意義と動物の苦痛を比較衡量しなければならない。実験は、動物の苦痛の程度に基づいて、終局的<sup>(25)</sup>、軽度の厳しさ、中等度の厳しさ、重度の厳しさのカテゴリーのいずれかに分類される。

動物実験に関する申請は、その動物使用が公共の見地から重要であるとみなすことができ、かつ、第1条第1項第1号から第3号の条件が充足される場合にのみ承認することができる。

案件の審査に際しては、当該実験を事後評価するか否かについても決定しなければならない。

## 倫理的承認の撤回

### 第 11 条

動物実験倫理委員会は、動物実験が承認のとおりに行われない場合、第 9 条に従ってなされた当該承認を撤回することができる。

## 倫理的承認に関する命令

### 第 12 条

政府又は政府が指定する公的機関は、次に関する命令を定めることができる。

1. 動物実験における動物の使用申請に関連する情報を提供する義務
2. 動物実験の承認に関する要件の例外

政府又は政府が指定する公的機関は、次に関して追加の命令を定めることができる。

1. 動物実験の承認に関する案件の審査
2. 承認された動物実験の事後評価

## 中央動物実験倫理委員会

### 第 13 条

次を行う中央動物実験倫理委員会を置く。

1. 地方動物実験倫理委員会による決定に対する第 11 章第 1 条に基づく異議申立てを審査すること。
2. 第 10 条第 3 項に規定する事後評価を実施すること。

## 中央委員会の構成

### 第 14 条

中央動物実験倫理委員会は、1 名の委員長と 6 名の他の委員で構成される。他の委員のうち、4 名は科学的能力を有する者とし、2 名は専門家でない者とする。専門家でない者のうち 1 名は動物保護の利益を代表しなければならない。委員には、代理者を任命することができる。

委員長及び委員長の代理者に任命される者は、常任裁判官であるか、又は常任裁判官であった者でなければならない。

委員及び代理者は、政府により、定められた期間任命される。

25) 全身麻酔下で全ての処置を行い、動物の意識を回復させることなく安楽死させる動物実験等がこのカテゴリーに含まれる。「終局的」(terminal)、「軽度の厳しさ」(ringa svårhet)、「中等度の厳しさ」(måttlig svårhet)、「重度の厳しさ」(avsevärd svårhet) の 4 つのカテゴリーの分類は、科学的な目的に使用される動物の保護に関する 2010 年 9 月 22 日の欧州議会及び理事会指令 2010/63/EU (Directive 2010/63/EU of the European Parliament and of the Council of 22 September 2010 on the protection of animals used for scientific purposes. EUR-Lex HP <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32010L0063&from=EN>> による。スウェーデン語版テキストは同 HP <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/SV/TXT/PDF/?uri=CELEX:32010L0063&from=EN>>) の第 15 条第 1 項及び附属書 8 に依拠するものであり、「終局的」のカテゴリーは、英語版テキストでは「非回復」(non-recovery) と表現されている。

## 中央委員会の定足数

### 第 15 条

中央動物実験倫理委員会は、委員長、3名以上の科学的能力を有する委員及び1名以上の専門家でない委員が出席している場合に決定を行うことができる。案件を決定する場合には、科学的能力を有する委員は、常に過半数でなければならない。

委員会は、次の際には、委員長単独で決定を行うことができる。

1. 予備的措置
2. 書き間違い、計算間違い又は類似の誤りの訂正
3. 案件のいかなる最終的な決定も含まないその他の決定
4. 案件の却下又は除去決定<sup>(26)</sup>に関する問題の審査

委員長は、第2項に規定する任務を、委員会の調査報告者<sup>(27)</sup>に委任することができる。

## その他の授権

### 第 16 条

政府又は政府が指定する公的機関は、次に関する命令を定めることができる。

1. 実験動物の繁殖、保管、供給又は使用に関する条件又は禁止
2. 動物実験に関する問題についての法律の例外

政府又は政府が指定する公的機関は、実験動物を繁殖し、保管し、供給し又は使用する者が次をしなければならないことに関する命令を定めることができる。

1. 当該動物に標識をつけること。
2. 当該活動のためのガイドラインを作成すること。
3. 当該活動及び当該動物に関する記録を行い、情報を提供すること。

## 第 8 章 公的統制及び公的機関の任務

### 公的統制の権限を有する公的機関

#### 第 1 条

県中央行政庁及び政府が指定するその他の公的機関（監督機関）は、この法律、この法律に基づいて定められた命令及び決定、この法律が補完する EU 規定並びに当該 EU 規定に基づいて定められた決定の遵守について公的統制を行う。

## 動物保護の訓練を受けた職員

### 第 2 条

監督機関は、この法律が補完する EU 規定により明らかにされていることに加えて、当該監督機関が満足のいく方法でその任務を遂行し得るために必要とする範囲で、動物保護の訓練を受けた職員を利用する。

<sup>(26)</sup> 却下 (avvisning) とは、案件の申請者に申請の権利がない、又は同委員会が当該案件に関する管轄権を有さない等の理由で、当該案件を審査しないことをいう。除去決定 (avskrivning) とは、案件の申請が取り下げられた場合等に、当該案件を除去する旨決定することをいう（“Juridisk ordlista.” Förvaltningsrätten i Stockholm HP <<http://www.forvaltningsrattenistockholm.domstol.se/Juridisk-ordlista/?pId=11699>>; 萩原編著 前掲注(11), pp.18-19.）。

<sup>(27)</sup> 調査報告者 (föredragande) とは、決定者の前で案件に関する重要な事項について説明をする案件担当者（同上, p.73.）。

## 活動の調整

### 第 3 条

政府が指定する監督機関は、他の監督機関の活動を調整し、必要に応じて、その活動に助言及び支援を提供する。

## 助言及び情報の提供

### 第 4 条

監督機関は、助言及び情報の提供又はその他の方法により、個々の者が、この法律、この法律に基づいて定められた命令及び決定、この法律が補完する EU 規定並びに当該 EU 規定に基づいて定められた決定というその義務を遂行することを容易にする。

## 違反を告発する義務

### 第 5 条

監督機関は、この法律、又はこの法律若しくはこの法律が補完する EU 規定に基づいて定められた命令若しくは決定の違反を告発するよう働かなければならない。

## 公的統制に関する命令

### 第 6 条

政府又は政府が指定する公的機関は、次に関する命令を定めることができる。

1. 公的統制
2. 公的統制に使用される監督組織が、第 3 条に規定する調整を行う監督機関に情報を提供する義務

## 食料生産動物以外の動物を目的とする公的統制

### 第 7 条

飼料及び食品の法律並びに動物衛生及び動物保護の規則の遵守を確保するための公的統制に関する 2004 年 4 月 29 日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No 882/2004 の規定は、食品生産動物を飼養する動物飼養者の公的統制に際して適用する。

政府は、食品生産動物を飼養する者以外の動物飼養者の公的統制に際して、規則 (EC) No 882/2004 の全部又は一部を適用することに関する命令を定めることができる。

## 公的統制及びこの法律にいう案件の手数料

### 第 8 条

政府又は政府が指定する公的機関は、次に対する手数料を支払う義務に関する命令を定めることができる。

1. この法律及びこの法律又はこの法律が補完する EU 規定に基づいて定められた命令にいう公的統制
2. この法律及びこの法律又はこの法律が補完する EU 規定に基づいて定められた命令にいう案件

政府又は政府が指定する公的機関は、公的機関及び統制組織により課される手数料の計算方

法に関する命令を定めることができる。

## 差止命令

### 第 9 条

監督機関は、この法律が補完する EU 規定から生じるものに加えて、この法律、この法律に基づいて定められた命令及び決定、この法律が補完する EU 規定並びに当該 EU 規定に基づいて定められた決定の遵守のために必要とする差止命令<sup>(28)</sup>を決定することができる。

ただし、第 9 章第 1 条にいう動物を管理することの禁止を含む差止命令又は第 9 章第 3 条にいう一定の期間内に動物を手放す差止命令は、当該条文で述べる場合にのみ決定することができる。

第 1 項又はこの法律が補完する EU 規定に基づく差止命令は、罰金を伴うことができる。ただし、第 9 章第 1 条及び第 3 条に規定する場合には伴うことはできない。

## 個人の支出による是正

### 第 10 条

監督機関は、ある者がこの法律、この法律に基づいて定められた命令、この法律が補完する EU 規定又は当該 EU 規定に基づいて定められた決定に従わない場合、同人の支出による是正を決定することができる。

緊急の場合、監督機関は事前通知なしに是正を決定することができる。

## 情報及び文書の一部を取得する権利

### 第 11 条

監督機関及び公的統制に従事する監督組織は、統制に必要とする範囲で、情報を入力し文書の一部を取得し得る権利を有する。

## 立入りの権利

### 第 12 条

監督機関及び公的統制に従事する監督組織は、統制に必要とする範囲で、動物が飼養されていると認め得るか又は動物飼養に関係する区域、施設、建物、生息地及びその他の空間に立ち入り、及びそこで動物を査察し、検査を行い、試料を採取する権利を有する。

住居への立入りは、そこで動物が飼養されていると認めることができ、かつ、次のいずれかである場合にのみ実施することができる。

1. 当該動物飼養が、この法律又はこの法律に基づいて定められた命令若しくは決定の規定を充足していないと認め得る場合
2. 目的が、以前に確認された動物飼養上の欠陥が措置されているかを確認することである場合
3. 目的が、この法律又はこの法律に基づいて定められた命令に基づく許可を必要とする動物飼養を確認することである場合

<sup>(28)</sup> 差止命令 (föreläggande) は、公的機関や裁判所が、対象となる者に、一定の行為を行わないよう（又は一定の行為を行うよう）命じる命令をいう。したがって、不作為だけでなく作為を命じる場合もある。

監督機関及び監督組織は、第9章第1条にいう動物禁止に関する決定が遵守されているか否かを確認するために必要である場合にも、区域、施設、建物、生息地、その他の空間及び住居に立ち入る権利を有する。

## 欧州委員会の情報及び立入りの権利

### 第13条

第11条及び第12条の規定は、欧州委員会並びに欧州委員会が任命する検査官及び専門家にも適用する。

## 注意義務の要件

### 第14条

第11条及び第12条に基づく措置は、損害及び侵入の発生を最小限にするように行われなければならない。

## 公的統制の対象である者の義務

### 第15条

公的統制の対象である者は、当該統制を行い得るために必要な支援を提供しなければならない。

## スウェーデン警察の支援

### 第16条

スウェーデン警察は、監督機関が公的統制を行い、又はこの法律、この法律に基づいて定められた命令若しくは決定、この法律が補完するEU規定又は当該EU規定に基づいて定められた決定を実行するために、必要とされる範囲で支援を提供しなければならない。

第1項にいう支援は、次の場合にのみ要求することができる。

1. 特別な事情により、警察法（スウェーデン法令全書1984年第387号）第10条にいう警察官の特別な権能の行使を要求することなしには、当該措置を行うことができないおそれがある場合
2. その他の特別な理由がある場合

## スウェーデン軍に使用される動物に対する例外

### 第17条

第2条から第6条まで、第8条第1項第1号、第9条第3項、第10条、第13条及び第16条の規定は、スウェーデン軍に使用される動物に関する問題には適用しない。

## 怠慢に関する報告

### 第18条

動物の健康管理及び医療の活動に関する法律（スウェーデン法令全書2009年第302号）にいう動物保健従事者に属する者が、その職務遂行上、動物がこの法律、この法律に基づいて定められた命令又はこの法律が補完するEU規定に従って飼養されていないか又は管理されていない

ことを認める機会があった場合、当該欠陥が軽微でかつ直ちに是正される場合を除き、当該者はこのことを監督機関に報告しなければならない。

## 第9章 動物禁止及び一時保護

### 動物禁止

#### 第1条

県中央行政庁は、次の者に対して、動物を管理することを禁止する（動物禁止）よう決定しなければならない。

1. 動物の監視及びケアを著しく怠った者
2. 動物を虐待した者
3. 第8章第9条に基づいて監督機関が定める決定であって、動物保護の見地から重大な意味を有するものに従わない者
4. 動物禁止が動物保護の見地から正当である場合に、第8章第9条にいう決定の繰り返しの対象であった者
5. 法的効力を得た判決又は承認された刑罰命令<sup>(29)</sup>により、スウェーデン刑法典第16章第13条にいう動物虐待の罪を犯したことが明らかになった者
6. 動物禁止が動物保護の見地から正当である場合に、法的効力を得た判決又は承認された刑罰命令により、第10章第1条から第5条までにいう罪を犯したことが明らかになった者  
ただし、動物禁止を導く事情が他で繰り返されない可能性が高い場合には、動物禁止を決定してはならない。

### 動物禁止の範囲及び廃止

#### 第2条

第1条にいう動物禁止は、全ての動物種を対象とすることも又は単一若しくは複数の動物種を対象を限定することもできる。動物禁止は、特定の数よりも多数の動物を管理することを対象とすることもできる。動物禁止は、動物を管理する権利におけるその他の限定を対象とすることもできる。

動物禁止は、一定の期間、又は当分の間適用することができる。

県中央行政庁は、もはや必要ではない場合、当該動物禁止を廃止しなければならない。

### 動物の所有を解消する義務

#### 第3条

動物禁止を決定された者が動物を所有又は飼養している場合、県中央行政庁は直ちに、当該者が一定の期間内に当該動物禁止に含まれる動物を手放すよう差止命令を行わなければならない。ただし、県中央行政庁が、第5条又は第6条に従って、動物禁止に関する決定に関連して当該動物を一時保護することを決定する場合は、この限りでない。

<sup>(29)</sup> 刑罰命令 (strafföreläggande) とは、比較的軽微な刑事制裁が定められている犯罪について、訴追の選択肢として検察官が発する命令で、我が国の略式命令にほぼ相当する (萩原編著 前掲注(11), p.213.)。

## 特定の場合の緊急殺処分

### 第4条

動物が重度の疾病又は負傷に遭遇して直ちに殺処分すべきである場合、獣医師又は警察官は、当該動物の所有者と接触することができない場合にも、当該動物を殺処分することができる。緊急の場合には、それ以外の者も速やかに当該動物を殺処分することができる。

動物を殺処分した者は、所有者又は当該動物について責任を有するその他の者に、その旨を通知しなければならない。それが不可能である場合には、県中央行政庁に通報しなければならない。

## 動物の一時保護

### 第5条

県中央行政庁は、次の場合に動物を一時保護するよう決定しなければならない。

1. 当該動物が不当に苦痛を与えられており、監督機関の命令後もそれが是正されない場合
  2. 第8章第9条に基づいて定められた決定が遵守されておらず、かつ当該決定が動物保護の見地から重大な意味を有する場合
  3. 第1条にいう動物禁止又は第3条にいう動物の所有を解消する決定が遵守されない場合
- 県中央行政庁は、当該一時保護を実行する責任を負う。

## 動物の即時一時保護

### 第6条

県中央行政庁又はスウェーデン警察は、第5条第1項第1号にかかわらず、当該動物が苦痛を与えられており、かつ次の場合には、動物を即時一時保護するよう決定しなければならない。

1. 動物の苦痛が改善される見込みがないと判断される場合
2. 動物の所有者が不明であるか又は連絡を取ることができない場合
3. その他、動物保護の見地から絶対に必要であると判断される場合

第1項にいう条件が充足されていない場合であっても、スウェーデン警察は、動物禁止に関する決定に違反して保有されている動物を即時一時保護するよう決定することができる。

即時一時保護の決定がスウェーデン警察によりなされた場合、同警察は当該決定について速やかに県中央行政庁に通知しなければならない。県中央行政庁は、当該決定の適用を継続するか否かについて速やかに審査しなければならない。

決定を行った公的機関は、一時保護を実行する責任を負う。県中央行政庁が一時保護に関するスウェーデン警察の決定の適用を継続すると決定した場合、県中央行政庁は、速やかに当該決定を実行する責任を引き継ぐものとする。

## 一時保護された動物の処分

### 第7条

動物の一時保護又は即時一時保護に関する決定には、一時保護の間に一時保護された動物が産んだ子の動物も含まれる。動物が第5条又は第6条に基づき一時保護された後、所有者は、県中央行政庁の許可なく当該動物又はその子の動物を処分することはできない。

## 一時保護された動物の取扱い

### 第8条

動物の一時保護に際しては、県中央行政庁は、当該動物を売却するか、その他の方法で譲渡するか、又は殺処分するかについて速やかに決定しなければならない。一時保護された動物を売却するか又は譲渡するという決定を実行することができない場合に、県中央行政庁はそれに代えて当該動物を殺処分することを決定することができる。

県中央行政庁は、第1項にいう決定の実行に責任を負う。

## 一時保護された動物の費用負担の責任

### 第9条

県中央行政庁及びスウェーデン警察は、第5条又は第6条に基づく措置により発生した費用に対して、一般財源から立替払を行うことができる。当該措置の費用は、他に特別の理由がない限り、最終的に、当該措置が向けられた者が支払うものとする。

一時保護された動物が売却され、かつ、第1項にいう費用が最終的に所有者により支払われなければならない場合、県中央行政庁及びスウェーデン警察は、売却価格から当該費用を徴収することができる。売却価格は先ず県中央行政庁の費用を賄うものとする。

## 第10章 刑罰及びその他の制裁

### この法律及び意識消失に関する命令に反する罪

#### 第1条

故意又は過失により次を行った者は、罰金又は2年以下の自由刑<sup>(30)</sup>に処する。

##### 1. 次に違反した者

—第2章第4条第1項又は第2項、第2章第5条第1項又は第2項、第2章第6条第1項、第2項又は第3項、第2章第7条第1項、第2章第8条、第2章第9条第1項又は第2項、第2章第11条第1項、第2章第13条第1項又は第2項

—第3章第1条第1項、第3章第2条第1項

—第4章第1条、第4章第2条第1項又は第3項、第4章第3条第1項

—第5章第1条第1項又は第2項、第5章第2条第1号に基づいて政府が定める意識消失に関する命令

—第6章第4条第1項

—第7章第1条第1項、第7章第2条第1項、第7章第9条第1項

2. 第9章第1条にいう動物禁止に関する決定又は第9章第3条にいう動物の所有を解消することに関する差止命令に従わない者

当該罪が故意に犯され、かつ動物保護の見地から重大な意味を有する義務に関連する場合、2年以下の自由刑に処する。

<sup>(30)</sup> 受刑者を拘禁してその自由を剥奪することを内容とする刑罰（高橋和之ほか編『法律学小辞典 第5版』有斐閣, 2016, p.603.）をいう。

## 動物との性行為を行うことの禁止に反する罪

### 第2条

第2章第10条第1項の動物と性行為を行うことの禁止に違反した者は、罰金又は2年以下の自由刑に処する。

## 動物の輸送及び殺処分に関する特定のEU規定に反する罪

### 第3条

故意又は過失により次を行った者は、罰金又は2年以下の自由刑に処する。

1. 輸送及び関連作業中における動物の保護に関し、並びに指令64/432/EEC及び93/119/EC並びに規則(EC)No1255/97を改正する2004年12月22日の理事会規則(EC)No1/2005第6条第3項及び附属書Iに規定する技術規定に違反して動物を輸送した者
2. 発送地、積換地又は目的地における動物飼養者の資格を有する者で、理事会規則(EC)No1/2005第8条第1項に違反し、輸送する動物の問題について同規則附属書I第I章及び第III章第1節で規定する技術規定が確実に充足されることを怠った者
3. 集積センターの運営に責任を有する者で、理事会規則(EC)No1/2005第9条第1項に従って動物が同規則附属書I第I章及び第III章第1節で規定する技術規定に従って確実に取り扱われることを怠った者
4. 殺処分の際の動物の保護に関する2009年9月24日の理事会規則(EC)No1099/2009第4条第1項及び附属書Iに規定する方法及び当該方法の適用のための特別な要件に従っての意識消失後以外の他の方法で動物を殺処分した者
5. 理事会規則(EC)No1099/2009第4条第1項に違反して、意識消失後の動物が死亡する前に意識又は感覚を回復している状態で当該動物を殺処分した者
6. 理事会規則(EC)No1099/2009第9条第3項に違反して、意識消失又は放血に責任を有する者が可能な限り迅速に当該動物の意識消失又は放血を行う準備が整う前に、動物を固定装置又は頭部を固定する装置に固定することに寄与した者
7. 理事会規則(EC)No1099/2009第15条第1項に従って、同規則附属書IIIのと畜場の運営規定が遵守されるのを確実にすることを怠った者
8. 殺処分の際の動物の固定に適用する理事会規則(EC)No1099/2009第15条第2項を遵守しなかった者
9. 理事会規則(EC)No1099/2009第15条第3項に基づいて禁止されている固定方法のいずれかを使用した者

当該罪が故意に犯され、かつ動物保護の見地から重大な意味を有する義務に関連する場合、2年以下の自由刑に処する。

## この法律が補完するその他のEU規定に反する罪

### 第4条

第3条にいうものを除き、故意又は過失により、この法律が補完するEU規定にいう義務、要件又は禁止に違反した者は、罰金に処する。当該侵犯が公的機関の職務遂行に関する規定に関連する場合、この規定は適用されない。

## この法律に基づき定められた命令に反する罪

### 第5条

故意又は過失により、次の規定に基づき政府若しくは政府の授権後に公的機関が定める命令に違反した者は、罰金に処する。

- 第2章第2条第2項、第2章第4条第3項、第2章第5条第3項、第2章第6条第4項、第2章第7条第2項、第2章第9条第4項、第2章第11条第2項、第2章第12条、第2章第13条第4項
- 第3章第1条第2項第1号、第3章第2条第2項
- 第4章第2条第4項第1号、第4章第4条
- 第5章第2条第1号（第1条にいう場合を除く。）
- 第6章第3条
- 第7章第8条第2項、第7章第16条第1項第1号又は第2項

## 軽微な行為

### 第6条

第1条、第3条、第4条又は第5条に規定する行為が軽微であるとみなされる場合、責任は問われない。行為は、当該刑罰規定が保護することを目的とする利益に関して当該行為が些細であると考えられる場合、軽微であるとみなされる。

## 本規定と過料との関係

### 第7条

過料に関する差止命令に含まれる行為に対しては、当該行為が過料の賦課の根拠である場合、この法律に基づく責任を問うてはならない。

## 本規定と刑法典との関係

### 第8条

第1条から第5条までにいう責任は、当該行為が刑法典で同等又はより重い刑罰が科される場合には問われない。

## 事前検査が実施されなかった場合の課徴金

### 第9条

政府は、第6章第1条に基づいて定められた命令に基づいて、畜舎、動物用のその他の養畜場又は囲いを事前検査させない者に対して課徴金を課す命令を定めることができる。

課徴金の額は、政府の命令により明示されなければならない。課徴金は10,000クローナ以上40,000クローナ以下<sup>(31)</sup>の金額にならなければならない。政府が課徴金の額に関する命令を定める際には、事前検査の複雑性と範囲を考慮しなければならない。

(31) 1スウェーデン・クローナは約12.43円（平成31年1月分報告省令レートによる。）

## 第 11 章 異議申立て

### 倫理的承認に関する案件の決定に対する異議申立て

#### 第 1 条

動物実験における動物の使用の承認及び当該承認の撤回に関する地方動物実験倫理委員会の決定には、第 7 章第 13 条で述べる中央動物実験倫理委員会に異議申立てを行うことができる。中央動物実験倫理委員会の決定には、異議申立てを行うことはできない。

### その他の決定に対する異議申立て

#### 第 2 条

この法律に基づくその他の決定には、一般行政裁判所に異議申立てを行うことができる。ただし、スウェーデン軍に関連する決定には、政府に異議申立てを行う。

行政高等裁判所への異議申立てには、審理許可<sup>(32)</sup>が必要とされる。

### 公的獣医師による決定に対する異議申立ての際の相手方当事者

#### 第 3 条

公的獣医師に関する法律（スウェーデン法令全書 2009 年第 1254 号）により任命された公的獣医師<sup>(33)</sup>の決定に異議申立てが行われた場合、当該公的獣医師を任命した公的機関が、一般行政裁判所において公の側の訴えを申し立てなければならない。

### 即時執行に関する命令

#### 第 4 条

政府は、この法律、この法律に基づいて定められた命令又はこの法律が補完する EU 規定に基づく決定が、当該決定に異議申立てがなされても即時適用される場合に関する命令を定めることができる。

### 経過規定

（スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号）

1. この法律は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
2. 動物保護法（スウェーデン法令全書 1988 年第 534 号）は、この法律により廃止される。
3. 廃止される法律に基づいて発せられた差止命令、禁止及びその他の決定は、引き続き適用される。
4. 第 9 章第 1 条にいう動物禁止は、当該決定の根拠である状況がこの法律の施行前に発生した場合、廃止される法律に基づく動物禁止の条件が充足されている場合に限り、決定することができる。

（ひぐち おさむ）

<sup>(32)</sup> 審理許可（*prövningstillstånd*）とは、最高裁判所、行政高等裁判所で審理を取り上げる前提として要求される許可をいう（萩原編著 前掲注(11), p.174.）。

<sup>(33)</sup> 公的獣医師（*officiell veterinär*）とは、感染症の予防・拡大阻止等の目的のため、スウェーデン農業庁（*Jordbruksverket*）による訓練を受け、同庁から任命された獣医師をいう（“*Officiella veterinärer är nyckelpersoner i smittskyddsarbetet.*” *Jordbruksverket* HP <<https://www.jordbruksverket.se/amnesomraden/djur/djurhalsopersonal/officiellveterinar.4.7409fe2811f8e7990b880001063.html>>）。